

伏見警察署管内:自転車指導啓発重点地区

当該エリア内においては、自転車事故
(人身事故)が
19件(R4~R6)
発生しています。

手配書



指定場所一時不停止
に該当します。

このエリアに出没する妖怪
急鬼
特徴:常に慌てており、一時停
止場所を絶対に止まらない。

北:丹波橋通
東:国道24号
南:外環状線
西:竹田街道
で囲んだエリア
です。

板橋・南線エリア

【選定理由】

エリア内に5つの駅が所在し、自
転車利用者が多く、自転車事故も
多発している。

京阪丹波橋駅

大手筋商店街

京阪中書島駅

自転車に乗車するときは、
ヘルメットを着用してね!

板橋・南浜エリアを
走行される方へ

このエリアを自転車で走行する人は、次の点に注意しましょう!

- ① このエリアで発生する事故の大半は、交差点での出会い頭事故です。一時停止の標識を見落とさず、停止線の直前で必ず一時停止しましょう。また、一時停止の標識は無くても、見通しの悪い交差点では徐行して安全確認をしましょう。
- ② 大手筋商店街は、12時～20時は歩行者専用道路です。自転車は通行出来ませんので注意しましょう。



京都府警察では、**自転車運転者の交通違反に対し、指導・警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては、検挙措置を講ずる**など、厳正に対処しています。交通事故防止に皆様のご協力をよろしくお願いします。

伏見警察署管内:自転車指導啓発重点地区

深草・砂川エリア

北:稲荷参道
東:JR奈良線
南:大岩街道
西:師団街道
で囲んだエリア
です。

JR 稲荷駅

【選定理由】
エリア内に駅、大学が所在し、自転車利用者が多く、自転車事故が多発している。

500m
1:10,000

このエリアに出没する妖怪

スマホ憑き

特徴:スマホに取り憑かれ、自転車の運転中にもスマホを見ており周りを見ていない

手配書



運転者の遵守事項不履行に該当します。

当該エリア内においては、自転車事故(人身事故)が
11件(R4~R6)
発生しています。

自転車に乗車するときは、
ヘルメットを着用してね！



深草・砂川エリアを
走行される方へ

このエリアを自転車で走行する人は、次の点に注意しましょう！

- ① このエリアで発生する事故の大半は、交差点での出会い頭事故です。一時停止の標識を見落とさず、停止線の直前で必ず一時停止しましょう。また、一時停止の標識は無くても、見通しの悪い交差点では徐行して安全確認をしましょう。
- ② 自転車運転中の携帯電話やイヤホン使用は交通違反です。注意力が散漫になり危険ですので、絶対に止めましょう。

京都府警察では、**自転車運転者の交通違反に対し、指導・警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては、検挙措置を講ずる**など、厳正に対処しています。交通事故防止に皆様のご協力をよろしくお願いします。

伏見警察署管内:自転車指導啓発重点地区

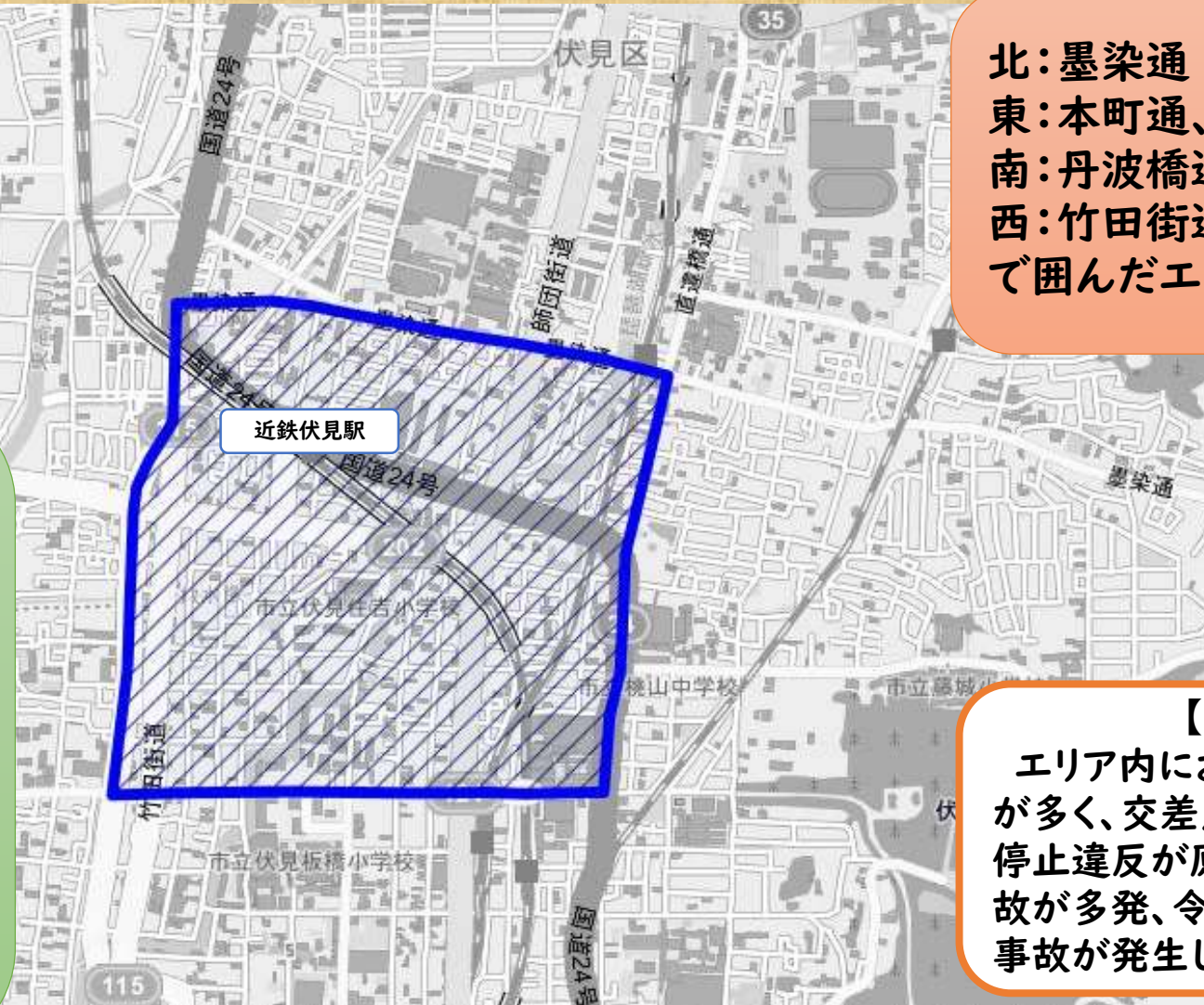
当該エリア内においては、自転車事故(人身事故)が
26件(R4~R6)
発生しています。

手配書



指定場所一時不停止
に該当します。

このエリアに出没する妖怪
急鬼
特徴:常に慌てており、一時停止場所を絶対に止まらない。



北:墨染通
東:本町通、国道24号
南:丹波橋通
西:竹田街道
で囲んだエリアです。

住吉・墨染エリア

【選定理由】

エリア内における自転車利用者が多く、交差点内において一時不停止違反が原因で起こる自転車事故が多発、令和4年中、1件の死亡事故が発生している。

自転車に乗車するときは、
ヘルメットを着用してね！



住吉・墨染エリアを
走行される方へ

このエリアを自転車で走行する人は、次の点に注意しましょう！

- ① このエリアで発生する事故の大半は、交差点での出会い頭事故です。一時停止の標識を見落とさず、停止線の直前で必ず一時停止しましょう。また、一時停止の標識は無くても、見通しの悪い交差点では徐行して安全確認をしましょう。
- ② 自転車運転中の携帯電話やイヤホン使用は交通違反です。注意力が散漫になり危険ですので、絶対に止めましょう。



京都府警察では、**自転車運転者の交通違反に対し、指導・警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては、検挙措置を講ずる**など、厳正に対処しています。交通事故防止に皆様のご協力をよろしくお願いします。

伏見警察署管内:自転車指導啓発重点路線

この路線においては、
自転車事故(人身事故)が
22件(R4~R6)
発生しています。

手配書



信号無視に該当します。

この路線に出没する妖怪
特徴:赤信号を絶対に守ら
ない。車が来ていないのに止ま
る必要ないと言いつく。

赤無視車

国道
24号

勧進橋

宇治市境

国道
24号

【選定理由】

主要道路であり、沿線に
店舗等の施設が多く、自転
車事故が多発している。

自転車に乗車するときは、
ヘルメットを着用してね!

国道24号を
走行される方へ

この路線を自転車で走行する人は、次の点に注意しましょう!

- ① 過去3年間に伏見警察署管内で発生した自転車に関係する死亡事故は、自転車乗車用ヘルメット非着用でした。
自転車に乗るときは、自転車乗車用ヘルメットを着用し、他車両の動きに十分注意しましょう。
- ② 信号無視は交通事故に直結します。幹線道路と交わる小さな交差点でも、必ず信号を守りましょう。



京都府警察では、**自転車運転者の交通違反に対し、指導・警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては、検挙措置を講ずる**など、厳正に対処しています。交通事故防止に皆様のご協力をよろしくお願いします。